

延岡市建設業者格付基準

平成 27 年 4 月 1 日
企画部契約管理課

改正 令和元年 8 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、延岡市建設工事等指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 56 年告示第 39 号。以下「要綱」という。）第 5 条第 4 項に規定する指名競争入札参加資格者ごとに定める等級（以下「格付」という。）の基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準における用語の意義は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）及び要綱に定めるところによる。

(格付期日)

第 3 条 格付は、毎年 4 月 1 日に定めるものとする。

(格付の対象者)

第 4 条 格付の対象者は、要綱第 5 条第 1 項に規定する指名競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載する者のうち、延岡市内に本店を有する者とする。

(格付基準)

第 5 条 格付は、客観点数と主観点数とを合計した点数（以下「総合点数」という。）を基準として定めるものとする。

2 前項の客観点数とは、法第 27 条の 29 第 3 項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事から通知を受けた経営事項審査に係る総合評定値（P 点）とする。ただし、経営事項審査の審査基準日は、格付期日において、経営事項審査の有効期間（1 年 7 か月）を超過していないものとし、格付を行う年の 2 月 1 日時点において、契約管理課が確認することのできる直近の事業年度終了日等とする。

3 第 1 項の主観点数とは、次の各号に掲げる項目ごとに算出した点数の合計とする。

(1) 工事成績

工事成績は、次に掲げる方法により算出する。

ア 工事成績は、格付を行う建設工事の種類ごととする。

イ 対象となる工事成績は、格付を行う年の前々々年の 2 月 1 日から格付を行う年の 1 月 31 日までの間において、延岡市が発注した建設工事（随意契約に

よるものを除く。)のうち、当該期間中に引渡し完了し、成績評定をしたものとする。

ウ 工事成績に係る点数は、次の式により求める。計算の結果、マイナスとなった場合は、0点として取り扱うこととし、また、小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入するものとする。

【イに該当する建設工事1件当たりの平均点－65（工事成績基準点）】×2

(2) 地域及び社会貢献等

地域及び社会貢献等に係る点数は、次に掲げる項目ごとに算出した点数の合計とする。

ア 地域貢献活動

格付期日の属する年度の直前2か年度の間、ボランティア等の地域貢献を実施した場合又は入札参加資格申請時（定期・追加）にボランティア等の地域貢献の実施に関する証明等を提出した場合、10点を加点する。

なお、ボランティア等の地域貢献とは、延岡市内における災害時の地域貢献（契約によらない災害時の活動）、地域活動（道路や河川等の清掃活動、交通安全活動、地域安全活動、土木の日の活動等）をいう。

イ 災害協定等

加盟している団体等又は法人若しくは個人が、延岡市と災害時又は緊急の対応業務に関する協定又は契約（格付期日において効力を有するものに限る。）を書面により交わしている場合、10点を加点する。

ウ 消防団員の雇用状況

消防組織法に規定する消防団員として、延岡市長から任命されている従業員を雇用している場合、5点を加点する。

エ 障がい者の雇用状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている障がい者（代表者、役員を除く。）を雇用している場合、5点を加点する。ただし、法定雇用義務のある事業所については、法定雇用率を達成している場合のみ加点する。

オ 若年者の雇用状況

35歳以下の者を雇用している場合、5点を加点する。ただし、雇用保険被保険者証がない者は評価しない。

カ 保護観察対象者の雇用支援状況

宮崎保護観察所の保護観察対象者等協力雇用主制度に登録している場合、5点を加点する。

(3) 指名停止

格付を行う年の前年の2月1日から格付を行う年の1月31日の間に、延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年告示第63号）第2条に規定する指名停止の措置を受けた場合、指名停止措置の期間1か月につき10点を減ずる。

(格付の方法等)

第6条 前条の規定により算出された総合点数の順位に基づき、次表のとおり、工事種別ごとに格付を定めるものとする。

工事種別	A級	B級	C級	D級
土木一式工事	1～30位	31～80位	81～150位	残り
建築一式工事	1～20位	21～35位	36～50位	残り
電気工事	1～20位	21～35位	残り	
管工事	1～20位	21～40位	残り	
水道施設工事	1～25位	26～40位	残り	
舗装工事	1～12位	13～24位	残り	

2 前項の規定にかかわらず、格付けされた等級が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める等級の格付とする。

- (1) 該当する等級が前年に比して2等級以上上位の等級となる場合は、前年の等級の1等級上位の等級とする。
- (2) 格付の対象となる建設工事の種類に関し、新たに名簿に登載される場合は、最下位の等級とする。
- (3) 格付の対象となる建設工事の種類のうち、舗装工事については、入札参加資格申請時にアスファルト舗装工事の届出がない場合、最下位の等級とする。
- (4) 総合点数が同点の者が複数となる場合は、客観点数（客観点数が同点の場合は、工事成績点数）の高い者から順に順位を定めるものとする。ただし、この場合において、客観点数が同点かつ工事成績点数が同点となる者が複数の場合は、該当する全ての者を同位とする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年9月1日から適用する。